

# 「障害者福祉施設・事業所における 障害者虐待の防止と対応の手引き」 改訂について

～障害者虐待防止のために取り組むこと～

香川県障害者権利擁護センター

# 障害者虐待の状況(平成25年度状況調査)

養護者による虐待			
		H24年度 (10月～3月)	H25年度
相談件数	全国	3260	4635
虐待判断件数		1311	1764
相談件数	香川県	22	38
虐待判断件数		6	12

使用者による虐待			
		H24年度 (10月～)	H25年度
相談件数	全国	303	628
虐待判断件数		133	253

施設従事者等による虐待			
		H24年度 (10月～3月)	H25年度
相談件数	全国	939	1860
虐待判断件数		80	263
相談件数	香川県	7	17
虐待判断件数		0	1

## 施設・事業所に関する相談・通報内容 (H25・H26年度)

- ・暴言、言葉使い
- ・暴力(叩く、乱暴に扱われるなど)
- ・態度に関すること
- ・放置、性的虐待、経済的虐待

など

# 虐待を防止するには

- 虐待は絶対に許さない、という管理者の姿勢
- 理念がすべての従事者に行き渡っていること
- 職員が適正に配置されていること
- 開かれた施設・事業所であること
- 防止のための体制が整っていること
- 支援内容について常に考えていること

厚生労働省「障害者虐待の防止と対応の手引き」が参考になります

# 改訂の背景（1）

障害者虐待防止法施行後も、障害者福祉施設・事業所において深刻な障害者虐待が起きている

島原療育センター、袖ヶ浦福祉センター等の事案  
虐待を事故として処理・虚偽の報告

⇒手引きP. 4

主な原因＜袖ヶ浦虐待事件 第三者検証委員会答申より＞

- ・人材育成、人事配置、研修の不備
- ・事業団内虐待防止体制の機能不全
- ・県のチェック体制や外部チェック体制の不備
- ・医療支援体制の未整備

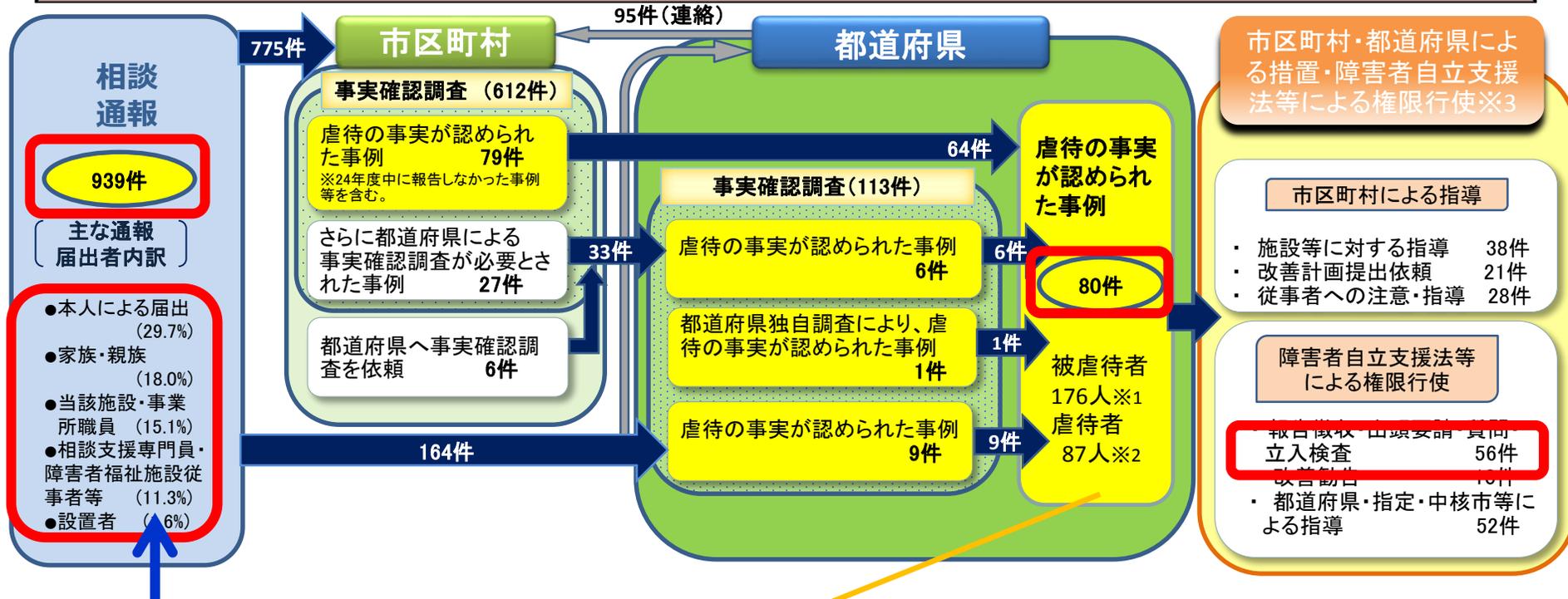
# 改訂の背景（2）

## 虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果

### 施設従事者等による障害者虐待について

- ・養護者による障害者虐待に比べて、虐待判断件数が少ない
- ・本人や家族による通報に比べて、当該施設・事業所職員の通報割合が少ない
- ・生活支援員による虐待が多いが、管理者・設置者経営者による虐待もある

# 平成24年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



## 虐待者 (87人)

- 年齢  
60歳以上 (21.8%)、50～59歳 (19.5%)
- 職種  
生活支援員 (31.0%)  
管理者、その他従事者 (12.6%)  
サービス管理責任者 (11.5%)  
設置者・経営者 (10.3%)

## 虐待の種別・類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
57.5%	12.5%	52.5%	8.8%	7.5%

障害者虐待が認められた事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	18	22.5%
居宅介護	1	1.3%
療養介護	2	2.5%
生活介護	9	11.3%
短期入所	2	2.5%
共同生活介護	10	12.5%
就労移行支援	1	1.3%
就労継続支援A型	7	8.8%
就労継続支援B型	20	25.0%
共同生活援助	4	5.0%
地域活動支援センター	3	3.8%
福祉ホーム	1	1.3%
児童発達支援	1	1.3%
放課後等デイサービス	1	1.3%
合計	80	100.0%

## 被虐待者 (176人)

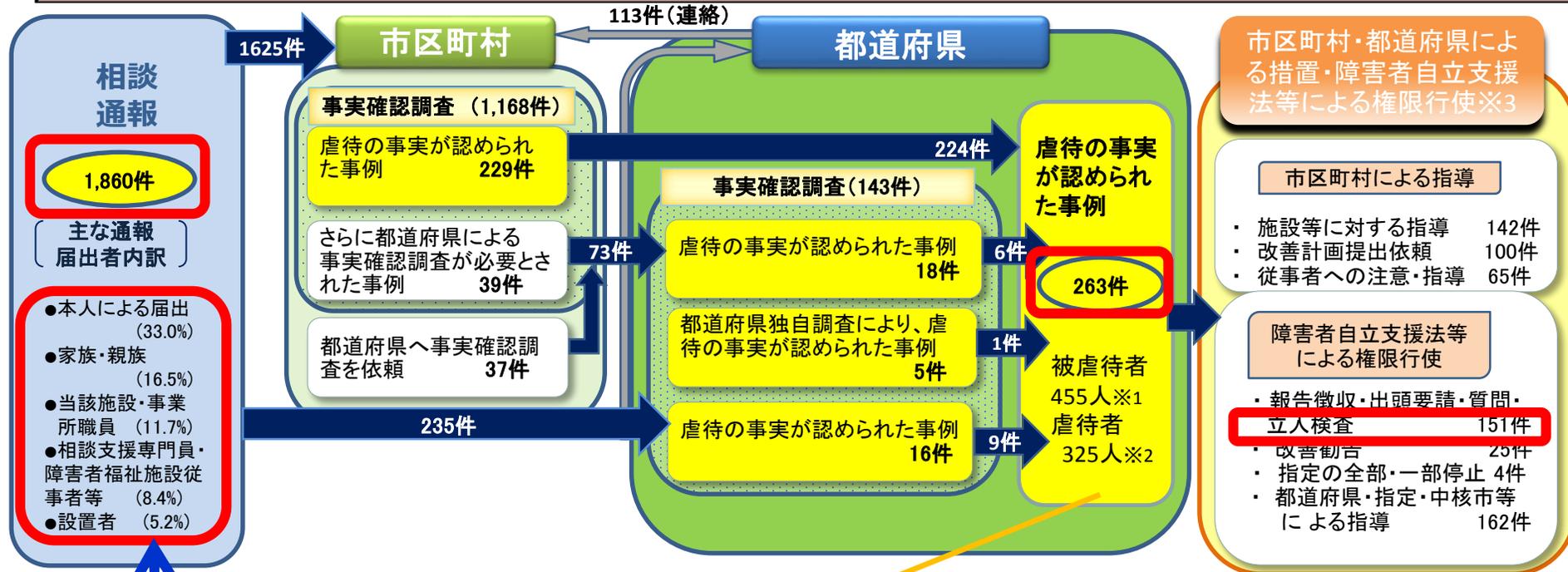
- 性別 男性 (67.0%)、女性 (33.0%)
- 年齢  
20～29歳 (27.3%)、30～39歳 (21.0%)、  
40～49歳 (15.9%)
- 障害種別

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
19.7%	54.5%	39.3%	1.7%	0.6%

- 障害程度区分認定済み (63.1%)
- 行動障害がある者 (22.7%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の2件を除く78件が対象。  
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった1件を除く79件が対象。  
 ※3 平成24年度末までに行われた措置及び権限行使。

# 平成25年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



**虐待者の種別・類型(複数回答)**

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
56.3%	11.4%	45.6%	4.6%	6.8%

**虐待者 (325人)**

- 性別 男性(66.8%)、女性(33.2%)
- 年齢 40~49歳(20.9%)、50~59歳(19.1%)、60歳以上(17.5%)
- 職種
  - 生活支援員 (43.7%)
  - その他従事者(16.3%)
  - 管理者(9.5%)
  - 設置者・経営者(6.2%)
  - サービス管理責任者 (5.8%)

**被虐待者 (455人)**

- 性別 男性(62.2%)、女性(37.8%)
- 年齢 20~29歳(25.3%)、30~39歳(20.9%)、40~49歳(21.5%)
- 障害種別

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%

- 障害程度区分認定済み (74.1%)
- 行動障害がある者 (21.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の2@を除く253件が対象。  
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった9件を除く254件が対象。  
 ※3 平成25年度末までに行われた措置及び権限行使。

障害支援施設	件数	割合
障害支援施設	71	27.0%
居宅介護	2	0.8%
重度訪問介護	2	0.8%
行動援護	1	0.4%
療養介護	2	0.8%
生活介護	36	13.7%
短期入所	5	1.9%
共同生活介護	35	13.3%
自立訓練	1	0.4%
就労移行支援	4	1.5%
就労継続A型	16	6.1%
就労継続B型	51	19.4%
共同生活援助	10	3.8%
移動支援	3	1.1%
地域活動支援センター	6	2.3%
児童発達支援	3	1.1%
放課後等デイサービス	15	5.7%
合計	263	100.0%

# 手引きの主な改正点

- 1 深刻な虐待事案の発生を踏まえ、通報義務の履行を再徹底
- 2 事業所の職員用に新たに作成した「職場内研修用冊子」について紹介、その活用の促進
- 3 行動障害を有する障害者が虐待を受けやすいことを踏まえ、強度行動障害支援者養成研修の受講を促進

(平成26年12月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室発  
事務連絡「障害者に対する虐待防止・早期発見に向けた取り組みの徹底について」より)

# 1 深刻な虐待事案の発生を踏まえ、通報義務の履行を再徹底

・障害者虐待が刑事罰の対象となる場合があること、立入調査等の虚偽答弁に対しても罰則があることを明記 ⇒手引きP. 6

- ①身体的虐待：刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
- ②性的虐待：刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強姦罪、第178条準強制わいせつ、準強姦罪
- ③心理的虐待：刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
- ④放棄・放置：刑法第218条保護責任者遺棄罪
- ⑤経済的虐待：刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

# 1 深刻な虐待事案の発生を踏まえ、通報義務の履行を再徹底

- ・虐待を発見した職員、相談を受けたサービス管理責任者、施設長・管理者いずれの人にも通報義務があることを明記

- ・立入調査等の虚偽答弁に対する罰則について記載

市町、県の立入調査の際、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処することができる

(障害者総合支援法第110条、第111条)

⇒手引きP. 8

⇒“通報しない”選択肢はない。隠さない、嘘をつかない  
誠実な対応をする

# 2事業所の職員用に新たに作成した「職場内研修用冊子」について紹介し、その活用の促進

⇒手引きP. 12  
P. 43

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における  
障害者虐待防止法の理解と対応



職場内研修用冊子  
平成26年10月

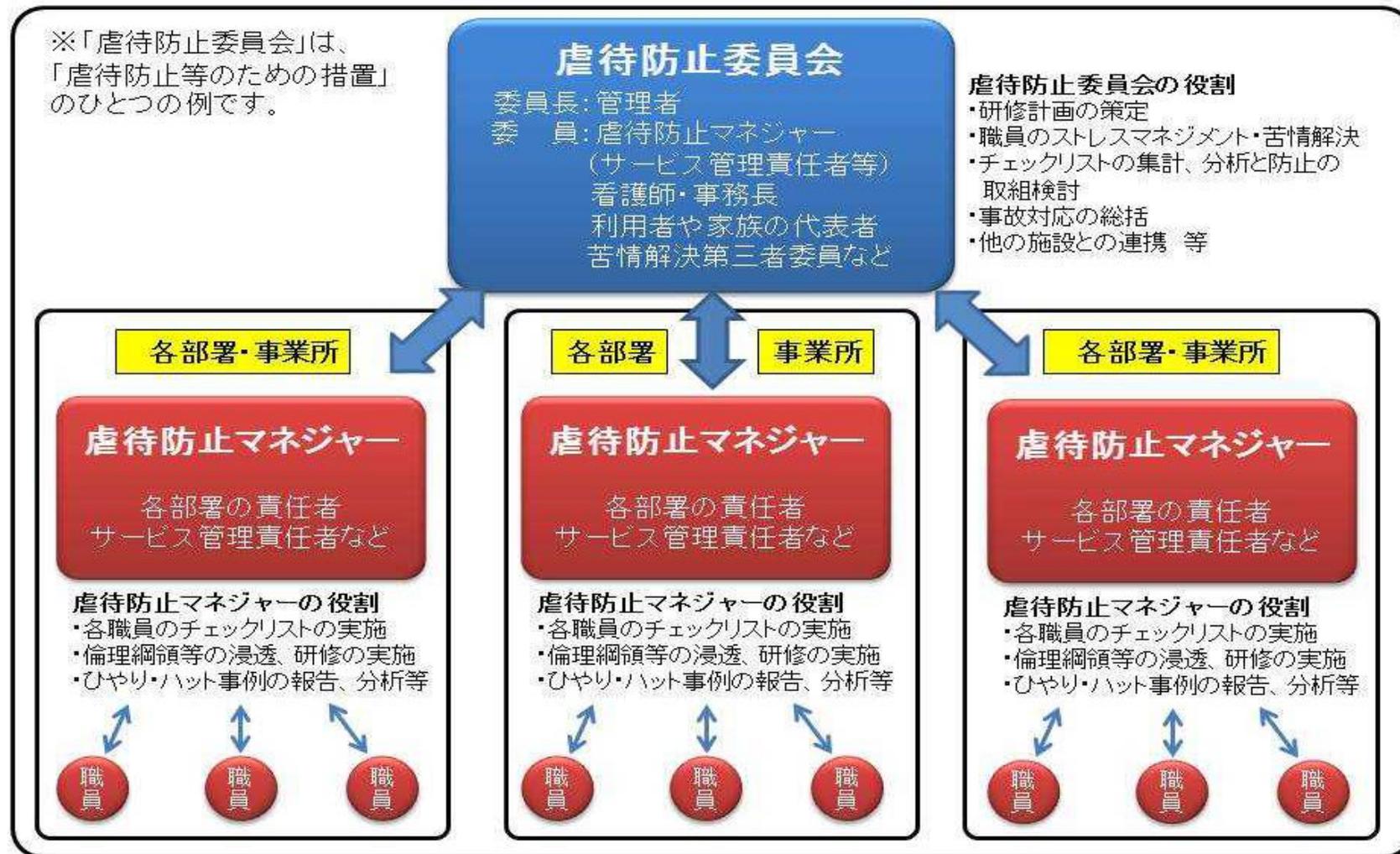
障害者虐待防止法に関する基本的内容

- 法律の目的
- 通報義務
- 深刻な虐待事案
- 虐待事案の共通因子
- 虐待防止体制
- 職員のメンタルヘルス
- 身体拘束について
- 強度行動障害の研修について

全12頁、20分程度で読み合わせ可  
全職員で読み合わせによる学習を行う

# 虐待防止等のための措置として、 虐待防止委員会等の設置を

⇒手引きP. 11



### 3 行動障害を有する障害者が虐待を受けやすいことを踏まえ、強度行動障害支援者養成研修の受講を促進

⇒手引きP.26

平成26年度 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)実施

適切な支援を行う職員の人材育成が目的

平成27年度 基礎研修に合わせて(実践研修)を開催

適切な個別支援計画作成が可能な職員の育成促進が目的

# 障害者虐待防止のために取り組むこと

## 1 障害者虐待防止体制の整備

- ・運営規程への定めと職員への周知
- ・虐待防止委員会等の設置
- ・虐待防止委員会の役割 ～虐待防止のための計画づくり、チェックとモニタリング、虐待発生後の検証と再発防止策の検討
- ・倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知徹底
- ・人権意識・支援技術向上のための研修の実施

# 障害者虐待防止のために取り組むこと

- ・日常的な支援場面の把握
- ・風通しの良い職場づくり
- ・虐待防止のための具体的な環境整備

事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表の活用

苦情解決制度の利用

サービス評価やオンブズマン等外部の目の活用

ボランティアや実習生の受け入れ、地域との交流

成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用

# 障害者虐待防止のために取り組むこと

## 2 虐待が疑われる事案があった場合の対応

- ・通報
- ・通報者の保護
- ・市町、県による事実確認調査への協力
- ・虐待を受けた障害者や家族への対応
- ・原因の分析と再発の防止

# ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について(抜粋)

(20) 運営規程(基準第31条) (平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

指定居宅介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、基準第31条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に以下の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない

(この点については他のサービス種類についても同様とする)。

①～④ 略

⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項(第8号)

居宅介護における「虐待の防止のための措置」については、「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号当職通知)に準じた取扱いをすることとし、指定居宅介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、

ア 虐待の防止に関する責任者の選定

イ 成年後見制度の利用支援

ウ 苦情解決体制の整備

エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画等)等を指すものであること

(以下、他のサービス種類についても同趣旨)

⇒手引きP.10